

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年9月25日（水）16時35分～17時31分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<諮問会議議員>

議員	越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
----	------	---------------

<関係省庁>

中村 英昭	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	課長
小松 聖	総務省	統計局統計調査部経済統計課	課長
八木 雅彦	総務省	統計局統計調査部調査企画課	課長補佐
渡邊 公二	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	課長補佐
井岡 貴司	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	課長補佐
萩原 卓人	総務省	統計局統計調査部経済統計課	課長補佐

<自治体等>

服部 和文	茨城県	政策企画部統計課	課長
岡本 克己	茨城県	政策企画部統計課	課長補佐
長島 ゆみ子	茨城県	政策企画部計画推進課	課長
村上 孝博	茨城県	政策企画部計画推進課	課長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
坂本 弘毅	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 統計調査手法の見直し
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたしたいと思います。

本日の議題ですが、「統計調査手法の見直し」で、茨城県、総務省に、オンラインで御出席いただいています。

本日の資料ですけれども、総務省から、御提出いただいております。公開予定にしております。議事も含めて、公開予定であります。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を、総務省から、5分程度で行っていただきまして、それを受けまして、茨城県から、5分程度、御発言を行っていただければと思います。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「統計手法の見直し」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本件は、今年4月19日に、1度、ワーキンググループヒアリングを行っており、総務省で課題について検討と試験調査を進めていただいているところです。本日は、その後の進捗や今後の見込みなどについて、御説明いただきたいと思います。

それでは、早速、総務省から、御説明をお願いいたします。

○中村課長 総務省統計局国勢統計課長の中村でございます。

資料に基づきまして、説明させていただきます。

まず、この統計調査手法の見直しに向けて、郵送配布等の新たな調査手法の導入につきまして、令和7年国勢調査の試験調査で検証を行いまして、2024年度中に結論を得ることになってございました。

2ページ目、この国勢調査の第3次試験調査を、令和6年6月、本年6月に実施いたしました。その中で、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市と連携しまして、オートロックマンション等の集合住宅における郵送配布方式の導入につきまして、実際に検証を実施いたしました。具体的には、水戸市のオートロックマンションの1棟(約100世帯)、栃木県宇都宮市のオートロックマンション3棟(約180世帯)におきまして、全ての居住世帯に対して、実際に、郵送配布、特別あて所配達郵便、4月のヒアリングのときに茨城県からも御提案いただきましたものですが、住所のみで氏名がなくても届く郵便サービスを使いまして、

調査員調査と同様に正確な結果を得ることができるかということで、様々な角度から検証したということでございます。

3 ページ目に参りまして、実際の回答状況はどうだったかというところでございます。郵送配布方式と調査員調査方式でオートロックマンションを中心とする地域で回答状況を比較しましたところ、郵送配布方式で回答ありのところが74.9%、調査員調査の地域では80.3%、5.4ポイントほど低いわけですが、かなりそれに近い結果の回収状況であったところでございます。

4 ページ目は、参考ということで、飛ばします。

5 ページ目、未回答世帯の督促の実施状況です。郵送で配布しますと、どうしても調査員での調査よりも回答状況が低くなってしまうのではないかとということで、2回、この郵送で督促を実施しまして、回答状況を確認したところです。左側が郵送配布方式で、まず、督促前が62.2%、2回督促した後で74.9%、12.7ポイントほど、回答率が増加しました。右側のオートロックマンションが多い地域での調査員調査回答率でございますが、68.8%から80.3%、11.5ポイントの増加で、督促を複数回実施することでかなり回答状況は改善してくるということで、効果が出たのかなと考えてございます。

6 ページ目でございます。地方公共団体の事務の実施状況等、実際に事務を行ってみてどうかといったところでございます。まず、一番上、調査世帯一覧、いわゆる郵送用の名簿を整備し、居住確認を実施するというところで、郵送するに当たりまして、実際にその前に名簿を整備することがかなり重要なところになってまいります。実際の整備に先立ちまして、管理会社に対して空き室情報の提供依頼を実施、市町村のみで難しい場合には都道府県が同行するなどの対応をして、条件を整えたということです。国、我々から住所データを提供させていただきまして、それをベースに、空き室情報等で郵送名簿を市町村で作成していただき、その空き室情報がなかなか得られない場合には、指導員や市町村で実際の確認を行うことで居住の確認等を実施したということで、市町村のほうで色々と作業をしていただいたということになります。その下、書類の準備や配達郵便の申請手続と様々書いてございますが、要は、郵送するに当たりまして、色々な細かい作業が発生して事務的には色々な手間等が発生した、特別あて所配達郵便は郵便局もなかなかこのサービスに慣れていないところもあって手続の手間が発生したというところがございました。その下、特別あて所の送達状況で、一部、郵便受けが塞がれている、事業所として利用されている居室などがございましたが、ほぼ順調にできたのかなといったところです。最後の、事務負担、実査上の問題でございます。この試験調査におきましては、地域限定で一応、問題はなくできたのですが、本体、来年の実際の調査では、今回は一部でやるのかなというところで、調査員調査と並行してやることになるので、体制強化や一部事務の民間委託を検討する必要があるのではないかという意見があったということでございます。

最後のページでございます。この試行結果の評価と本調査に向けた方向性で、督促を複数回実施することでこの郵送配布方式の有効性は認められるのではないかと、一方で、市町

村の事務負担がどうしても生じるといったところで、本調査に向けては、国及び都道府県が最大限市町村を支援した上で、オートロックマンション等の集合住宅の調査区において郵送配布方式を導入する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。括弧書きで、今回は、初めてということもありまして、突発的な対応や迅速支援が可能な関東近郊の一部の市町村で試行的ということで、茨城県でも、今、複数の市で実施すべく、最終の調整を行っているところでございます。市町村の事務負担の軽減ということで、一部事務の外注など、引き続き、役割分担を整理し、負担の軽減策を検討してまいりたいと考えております。一番下の米印でございますが、令和7年の本調査で一部実施をした上で、また地方公共団体と連携しまして、次の令和12年調査でまたこの郵送配布方式はどうあるべきかということを引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。これにつきまして、先週、9月18日に統計委員会人口・社会統計部会で、今、この話の審議をしていただいております、その中でも市町村の事務負担の増加に対する懸念という意見がございました。これにつきましては、関係者とのコミュニケーションを密にして、事務分担の整理を引き続き行うことで了承されたということでございます。参考までに、実際に次の令和7年国勢調査で実施する上で、国勢調査令の改正が必要となっておりまして、事務的には、今、この調査令の改正作業も進めておりまして、実際に令和7年調査で導入できるように、法令面の整備も進めていきたいと考えているところでございます。

○小松課長 引き続きまして、令和8年経済センサス-活動調査に向けた取組につきまして、同じく、経済統計課長でございます小松から、御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、前回の御説明の中でも、次回、令和8年の経済センサス-活動調査におきましては、事業所母集団データベースを基にして国から調査対象事業所に調査書類を郵送する形を取ることにについて、10月に行う試験調査で所要の検証を行う形になってございます。10月1日が調査期日になってございまして、活動を始めたばかりという状況でございまして、現状、まだ状況を御説明するような段階ではございませんが、いずれにいたしましても、その試験調査の結果を踏まえまして、基本的にはこの形でやるという方向性で、来年度の統計委員会への諮問に臨んでまいりたいと考えてございます。

雑駁でございますが、私どもからの説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、今の説明を踏まえまして、茨城県から、御発言をお願いいたします。

○服部課長 茨城県統計課長の服部です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、令和7年国勢調査第3次試験調査における郵送配布方式の試行結果ということで御説明いただきましたけれども、資料の6ページ、地方公共団体の事務の実施状況等について、補足させていただきます。まず、調査世帯一覧の整備あるいは居住確認の実施状況です。対象物件の管理会社に対しまして、空き室情報の提供などについて、最初、協力依頼を市で実施していたのですが、市での対応が困難となったため、県から管理会社に重ねての協力依頼を実施するなどして、対応したところでございます。次に、調査

関係書類の準備、特別あて所配達郵便の申請手続について、通常の調査であれば、調査書類収納封筒というものを国において用意していただいて、それが市に配送されるところなのですけれども、今回の郵送調査におきましては、調査書類郵送封筒あるいはそれに貼るカスタマーバーコード及び宛名ラベルなどは県及び市において準備する必要があり、ここで事務負担が多少発生したところがございます。また、特別あて所配達郵便につきましては、料金後納申請後に利用開始届を提出するため、市が複数回郵便局に足を運ぶ必要があるなど、申請に時間がかかったところがございます。次に、市町村・指導員の事務負担、実査上の問題等でございます。通常の調査員調査であれば、調査員の方が、調査書類収納封筒に、インターネット回答依頼書、調査票の記入の仕方、郵送提出用封筒、調査票といった書類を封入するところがございますけれども、今回の郵送配布方式におきましては、市の職員が、調査書類郵送封筒に、調査のお願い、インターネット回答依頼書、郵送提出用封筒、調査票を封入・封緘する事務、及び、その書類を郵便局へ持ち込むなどの事務が発生したところがございます。これらの事務につきましては、民間委託をすることができれば、事務負担の軽減につながるものと考えております。

次に、7ページ、本調査に向けた方向性の御説明がございました。国勢調査は正確な調査結果の提供を求められておりまして、慎重に調査を進める必要があることについては重々理解しておるところでございますけれども、令和7年国勢調査での郵送調査の導入が、全国的に見ますと、一部の自治体にとどまっております、限定的な導入でありますことから、令和12年国勢調査で、どの程度、スピード感を持って、かつ、広く全国的に展開されるのかについて、懸念しているところがございます。

次に、令和8年経済センサス活動調査について、事業所母集団データベースを活用した名簿に基づきまして調査対象事業所に調査書類を郵送することが検討されており、従来よりは調査員の負担は軽減されるものと思料しております。一方で、新設事業所や未回答事業所については、従来どおり、調査員が調査書類を直接配布したり、督促することが検討されております。本県といたしましては、国勢調査と同様に、未回答事業所への督促を郵送で行うとともに、新設事業所についても、行政記録情報等の積極的な活用によって把握し、調査書類を郵送することを検討していただきたいと考えております。また、併せて、各種業界団体への周知の御協力を行うことで回答率向上を図ることを検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安念委員、お願いいたします。

○安念委員　中央大学の安念と申します。

御説明いただいて、ありがとうございました。

統計局に伺いたいのですが、今日のスライドの6ページ目なのですが、管理会社から、名簿の調達というか、提供をお願いするということで、確認ですけれども、これはあくまでもお願いベースの話ですよ。何か法的に強制力を行使できるという法令上の根拠がある話ではないのだろうと思うのです。そうだとすると、嫌と言われてしまえばそれまでというやり方であるのかということが、1点。

それと、郵送名簿をつくらなければいけないということですが、郵送でなくても、調査員が個別に回る場合であっても、何らかの名簿はあらかじめつくらなければならないと思うのですが、調査員が回る場合と郵送の場合と、名簿の作り方というか、精度というか、そういうものは変わってくるものなのでしょうか。

以上、2点、教えていただければと存じます。

○中村課長 ありがとうございます。統計局でございます。

まず、1点目の法的なところを申しますと、私どもは、統計法上、協力依頼ということで、関係者に協力を求めることができるという規定はございますが、御指摘のとおり、強制力というところまではなかなか効いてこないというところではございます。ここはもう丁寧に御理解をお願いするという形でやっているところでございます。

名簿の作り方でございますが、調査員の調査の場合は、調査員が、実際に担当地域を自分で回って、実際にどこの家がどうなっているとか、確認をした上で、実地に名簿を作成した上で、調査書類を配布します。一方で、郵送配布の場合につきましては、今回は、要は、オートロックマンションを中心とした地域で、マンションの場合ですと、基本的には部屋番号がばつとあるようなイメージです。空き室情報さえ確認ができれば、今回は特別あて所配達郵便という形でやりますので、氏名が分からなくても、その住所のところに届くという形を取っております。今回、オートロックマンションの地域に限定して、そういった形で名簿を整備した形になっております。

○安念委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 国勢調査は、中核的な調査だと思うので、丁寧な検討が必要だと思いますし、今回のように事前に試験調査をすることは素晴らしいことだと思うのですが、オートロックマンション以外の普通の集合住宅や戸建てなど一般の家庭世帯ではどうだったか。回答率は、同じように上がることが見込まれるのかどうか。

6ページに、先ほど茨城県からも説明がありましたが、事務の実施状況について、負担があることは分かったのですが、具体的にいくらかの負担が発生して、これは特別な自治体の例だと思うのですが、これが全国に広がったときにどれくらいになるのか、総務省、統計局のほうで検討したほうがいいと思うのですが、具体的な数値として見える化することはできるのでしょうか。

2点、お伺いできればと思います。

○中村課長 まず、1点目でございますが、今回の試験調査は第3次試験調査でございま

して、第1次と第2次でも郵送配布ができないかということで色々やってみた結果、一般の普通の地域、例えば、戸建てとそれ以外のアパートが混在しているような地域ですと、実際にきちんとその郵便ができるかどうかというところは、非常に難しいのかなというところで、今回につきましては、オートロックマンション地域限定でこういった試験的なものをやらせていただいたということでございます。

金額面は、今、手元にないのですけれども、基本的には、1調査区でいくらかと、調査員の調査員手当の金額がありまして、その中で収まる金額で作業をしていただいているのかなと思っています。ここは、もし補足をいただける方がいれば、お願いします。

○堀（真）委員 調査員の人件費等に収まるというのも重要と思うのですけれども、実際に事務の委託をする場合にいくらかかるかとか、そのようなものがもし情報であれば、教えていただければと。

○渡邊課長補佐 総務省統計局の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

基本的に、調査員手当は大体4万円程度の報酬が支払われると思うのですが、この範囲内で今回のその事務的なところでは収まっている結果にはなっています。また、業務委託に関しましても、地域によって委託業者がどういう形で取られるかというところもございしますので、実際に委託業者の見積りとかを取って見ないと分からないとは考えております。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

事務負担もそうですし、外部委託もそうだと思うのですけれども、公費も限りがあるし、人材も限りがあると思いますので、将来の在り方を検討するには具体的にどれくらいインパクトがあるのかということを透明化していただけると、よりよいのではないかなと思いました。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明をどうもありがとうございます。

まず、調査を実施していただいたということで、一つ、分かった部分があるかと思えます。

一方で、堀委員との関係で、今回、郵送先が、集合住宅のほうは効果があったけれども、そうではない戸建てとかは郵送が難しいのではないかと、という御説明をいただいたように思っています。これは、例えば、郵送を行うような事業者とかがきちんと郵送できないということをおっしゃられているのでしょうか。どちらかというところ、戸建て住宅のほうの方がより難しそうな感じはしますので、そこがどういう御趣旨なのか、まず、最初に伺いたいと思います。

○中村課長 ありがとうございます。

まず、戸建てとマンション・アパートが混在している場合、一つの調査区の中で、要は、アパート・マンションとそれ以外というところで、いわゆる、今回やってきたものが、オートロックマンションで、集合住宅で、郵送をかなり丁寧にできることが見込まれるとこ

ろだったのですけれども。

○渡邊課長補佐 渡邊と申します。

先ほど申し上げたとおり、調査区に関しては、戸建てとマンションが混在した地域があるのですが、今回、1調査区1マンションだけで構成された調査区を選定させていただいております。この趣旨は、基本的には、オートロックマンション化がかなり進んでいることが背景事情にありますし、調査員調査のなり手不足に関しましてはかなりそういったところがクローズアップをされているという状況から、集合住宅を基準とさせていただいた経緯がございます。一方で、戸建てに関しましては、今私たちが導入しようとしています住所マスターデータが1時点の情報ではないものですので、戸建ての状況が変わっている場合がございます。そういったところからなかなか特定することが難しいことが判明してございますので、まずは集合住宅から順次やっていこうという形にしております。

回答になっていますでしょうか。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、郵送の場合は、郵送する事業者がいることになると思うのですが、実際にその現場に行く方、郵送事業者ではない方が行った場合に、これはこういうものだと判定できるような、より高度な技能や情報を持って特定するようなすべが準備されているのでしょうか。

○渡邊課長補佐 今回の郵便局の仕組みですかね。

○落合座長代理 今回は郵送していただいたと思うのですけれども、戸建ての場合に分かりにくいということがあるとするのであれば、普通の郵便局なりほかの運送事業者なりだとできないような、ノウハウなのか、情報なのか、現地で調査される方の場合には、そういう指導もしくは情報を与えていて、そういう業務設計ができるからできるということがあるのでしょうか。普通の郵送事業者ではできないようなものです。

○井岡課長補佐 同じく総務省統計局の井岡と申します。お世話になります。

今の件でございますけれども、そもそも、私どもの調査自体については、そこに実際に住んでいるかという居住確認が非常に重要になってまいります。集合住宅の場合ですと、調査員によらなくても、管理人の方や管理会社などでもって、そこに住んでいらっしゃる、何十世帯、何百世帯の方の居住確認が分かる、要は、そこに実際に住んでいらっしゃるという情報が分かる。そこに住んでいることは分かるのですが名前が分からないというときに、特別あて所郵便という形で郵便を送ることができる。一方、戸建てになってまいりますと、一つ一つ、居住確認をしていきながら、市町村で、要は、調査員をできるだけ活用しない方法でということが今回の根底にありますので、市町村のマnpワ-がない中で戸建てまで広げて居住を確認していくというのは、なかなか難しいところがございます。そういったところもございまして、効率的に市町村でも居住確認をしやすい、なおかつ、調査員にはオートロックマンションはもう今の時点でもなかなか調査が困難だと言われているところでございますので、そこも併せて、今回は、調査員によらない方法ということ

で、郵送を使った次第でございます。

以上でございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

今回の整理の仕方はよく分かりましたが、一方で、今回の郵送ではない方法の場合はどういう形で実施されているのでしょうか。そこを比較できるといいかなと思ったのですが、居住確認はどうされているのでしょうか。

○中村課長　前回、4月に提示させていただいた資料に、調査員調査と郵送調査を比較しているものをお出しさせていただいたものがございます。結局、違いと申しますか、まず、最初に、調査員調査は、実際にその現場で居住の確認を行い、名簿を作成した上で、調査票を配布し、現場で督促を行う。郵送の場合ですと、現地での確認の代わりに、我々が名簿を提供したものをベースに、空き室情報を確認して、郵送用名簿を確定した上で、実際に郵送で配布し、郵送で督促を今回は2回かけるという形で、要は、調査員が現地でやっていると郵送で変えられる部分を郵送に変えるというイメージになってございます。

○落合座長代理　分かりました。

結局、居住確認ができていないと困る点とはどういう点なのでしょうか。単純に返事が返ってこないだけかと思うのですが。

○中村課長　結局、国勢調査の一番重要なことは、地域の非常に細かいところ、実際に住んでいる人口を確定することになるかと思います。例えば、よく言われることで、国勢調査の代わりに、住民基本台帳、住民票の情報が使えるのではないかという話はございますが、そういう登録ベースのものと違って、実際にそこに住んでいる人、登録ベースのものは学生や高齢者や移していない方もいらっしゃいますので、実際に住んでいる状況を現地で確認することがこの国勢調査の重要なところかなと思っています。

○落合座長代理　分かりました。

転送不要郵便とかでも、住んでいないと受け取れなさそうに思いますが、あまり関係がないのでしょうか。

○中村課長　今回使った郵便は特別あて所配達郵便という形の郵便になっていまして、要は、氏名が書いていなくても、その住所が分かればその場所に郵送が届くようなサービスを使って今回は郵送したということで、転送サービスは今回のやり方に関しては関係がないかなと思います。

○落合座長代理　分かりました。色々と聞いてしまいました。でき得るのであれば、マンションだけに限られないほうがいいことはあり得ると思いましたので、少し議論させていただきました。

長くなってしまいましたが、もう1点だけ、お伺いできればと思います。結局、令和7年の国勢調査ではどういう範囲で郵便配布を行っていくのでしょうか。令和12年の国勢調査の中で拡大していく、茨城県も含めていくという形にできるようにしていけるかど

うか、そのあたりの議論の見通しを教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。
○中村課長 ありがとうございます。

資料の7ページ目、本調査に向けた方向性の記載でございますが、今回につきましては、特に市町村の事務負担がかなり生じるというところがありますので、国と都道府県が最大限それを支援した上で、オートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区で郵送配布方式を導入するということで、基本的に、今回はオートロックマンション地域で、本番で何が起こるか分からないところがありますので、突発的な対応や迅速な支援が可能な関東近郊の一部市町村ということで、先ほど紹介させていただいた茨城県につきましても、複数の市で実施する方向で、今、調整をさせていただいているところでございます。そのほか、東京都の一部でもできないかということで、今、調整させていただいているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。令和12年はどうでしょうか。

○中村課長 おっしゃるとおりで、今回の令和7年の実施状況を十分に検証した上でということでございますが、現場の、特に自治体、市町村の事務負担をいかに軽減できるかというところとセットで、令和12年調査で、今、元々、調査員不足、調査員が非常に厳しいというところが問題意識としてありますので、我々としては、こういったやり方も拡大の方向で検討していかなければならないと考えております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

1点、茨城県にも聞いてよろしいでしょうか。茨城県の方にお伺いしたいのですが、前回、インセンティブ付与や督促と、回答率向上に向けた取組を行っていかれるような話があったように思いますが、そのあたりの御検討状況はいかがでしょうか。

○服部課長 茨城県です。

広報の充実ということでは、国で2か年にわたるシームレスな広報を打ち出しているところでございまして、今後国から示される広報計画を踏まえまして、茨城県として、新聞広告や県独自の広報媒体、広報誌とSNSとかございますけれども、そういったものを活用して広報に努めていきたい。インセンティブについては、前回のワーキンググループのときに、例えば、回答者へマイナポイントを付与することが考えられるのではとお話ししましたけれども、これはあくまでも国への提案でございまして、県独自の実施は難しいと考えております。今後、国で御検討いただければありがたいと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

広報とか、自助努力でできるところはやっていただいたほうがいいかと思うのですが、一方で、国でも考えていただきたいことがあるということですが、総務省のほうで、いかがでしょうか。そういう御意見もありました。

○中村課長 今の話は、具体的に、マイナポイントの付与という話でございましたね。

○落合座長代理 はい。

○中村課長 現時点で、マイナポイントの付与という話になりますと、一部の方に対してのみ優先的な何かというものは、以前も、例えば、オンライン回答を推進するときそういったインセンティブ付与ができないかというところでも同じような議論があったのですが、全数調査という中でそういった形のものをするのはなかなか難しいかなと考えております。別の形で、我々としては、若い世代に簡単・便利にインターネットで回答できますよと、広報のところできめ細かに色々なことをやっていきたいと考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

公平性の点は重要だと思うので、そこは考えていただきつつ、全体的には、回答率自体もどう図っていきけるのかがあると思います。参加していただけるような方には、全体的に、何らかの付与ができるようなものも併せて検討していただくことは大事ではないかと思います。可能な範囲で、御検討いただければと思います。

私からは、以上です。

○中川座長 それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 15分までだったのだと思うのですけれども、大丈夫ですか。1点だけ、すみません。クイックに。

茨城県に質問なのですけれども、今回総務省から御説明いただいた7ページ目に、試行結果の評価と本調査に向けた方向性が示されていると思います。今回、集合住宅において郵送配布方式の有効性は認められると結論付けていただいて、このオートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区において郵送配布方式を導入する、この一部事務手間については実施負担軽減策を検討するという、評価、方向性が示されているのですけれども、茨城県として、こうした制度改正の方向性でよろしいかどうか、あるいは、茨城県のほうでは、できることであれば、戸建ても集合住宅も併せて郵送方式にしてほしい、併用するのは大変だという御意見もあったものですから、郵送方式で一律に統一してほしい、あるいは、何か別の御提案があるのか、この方向性に違和感がないのか、あるいは、ここも検討してほしいということがあるのか、ないのか、そこを伺いたかったのです。よろしくお願いします。

○服部課長 茨城県です。

まず、現実的には、取っかかりといたしまして、集合マンション、オートロックマンションというところから始めることはやむを得ないと考えております。ただ、究極的には、提案でも説明いたしましたけれども、戸建てを含めて全世帯に対しての郵送調査を理想として提案しているところでございます。

以上です。

○堀（天）委員 そうであれば、一部分だけ実証実験のためにやってみたということだと思うのです。問題がないことが確認されれば、全体でこの郵送方式を導入する、手挙げをしている希望自治体にはそのような全面的な導入も可能にすることができるのかどうかということを、総務省にさらに御検討いただきたいという趣旨だと思うのですけれども、総

務省、いかがでしょうか。

○中村課長 それは今回の令和7年調査でという御趣旨でしょうか。茨城県、すみません。私どもといたしましては、市町村の負担がかなり大きいということは申し上げさせていただいております。茨城県でも、市町村にかなり御説明していただいたと思います。課長も、実際に、肌感覚としては、今回、今のやり方でそこまで広げることは多分難しいのではないかと感じになられたのではないかと考えております。下の米印にも私どもが書かせていただきましたとおり、今回は試行的な一部導入ということでございますが、次の調査に向けては、また地方公共団体と連携しまして、「在り方を検討」と書いてございますが、私どもとしましては、拡大に向けて、色々と考えてまいりたいと考えてございます。

○中川座長 堀委員あるいは茨城県で、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○服部課長 茨城県です。

今回、令和7年向けということで時間のない中で、まずは突破口を切り開いていただいたということでは、大変ありがたいなというところがございます。ただ、一方では、先ほども御説明したのですが、一部地域に限られているということで、まだ全市町村に詳しく打診していないところもありますので、そういうところでは、悩ましいところなのですけれども、令和7年調査で試行的にやられて、令和12年調査のときには、より拡大して、対象も、戸建てもそうですし、自治体も茨城県等の一部ではなくて全国的に広がりを持って実施できるような形で、今後、取り組んでいただければありがたいと思っております。

以上です。

○堀（天）委員 令和7年について、まず、これをやる、令和12年に向けては、更なる拡大も含めて、県と市町村、実務負担も踏まえて、総務省でも併せて御検討いただけるということで、理解しました。

ありがとうございます。

○中川座長 それでは、安藤委員から、手が挙がっていますので、お願いします。

○安藤委員 安藤です。

1点だけ、お伺いしたいのですが、令和7年で集合住宅について導入してみるということは、よく分かりました。令和12年まではまだ間があるので、この令和7年のときに、場合によっては、戸建て住宅についても、部分的に試してみる、その効果を検証するといったことが効果的かとも思うのですが、令和7年については、戸建てについては一切やらないということなのか、それとも、今からではあまり時間がないのかもしれませんが、戸建てについてもその効果を検証することが可能なかといったところはいかがでしょう。今、人口がどんどん減少して高齢化も進んでいる中で、調査票を配る人を確保することは大変だとか、報道では国勢調査の聞き取りを怠っていたとかというお話が出てきて、なかなかルールどおりに行くことは難しいという中で、どういうやり方が実効性を持つのかと

いうことを検証していくことは重要かと思つての質問です。よろしくお願いします。

○中村課長 ありがとうございます。

結論から申しますと、令和7年の本調査につきましては、残り1年ということで、今、我々としては、調査方法をここで確定させていきたい、これから、地方の皆様に向けて、まさに御指摘いただきましたとおり、調査員が不足しているのではないかとといったところにつきまして、一生懸命、調査員を確保し、今回の令和7年調査は、基本的には何とか今のやり方でやっていきたいと考えております。一方で、令和12年調査に向けては、通常、3回程度、試験調査をまた行います。1次試験、2次試験といった試験調査の中で、例えば、戸建てまで広げるかどうかも含めて、どこまでできるか分かりませんが、次の令和12年調査に向けては、また次のフェーズでしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○安藤委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

○越塚諮問会議議員 会場の越塚です。

一つ、よろしいでしょうか。今、色々と御議論があったことは実施の仕方でしたけども、それと違う観点で、1個だけ、質問があるのです。今日からの参加なので、前にも議論があったかもしれませんが、この手の統計というものは、性質的に、過去との連続性と全国一律で同じ条件で取ることが多分とても重要なところなのだと思うのです。今回、こういう変更をすることはいいことだと僕自身は思っているのですけれども、こういうもので、条件が変わると、連続性がなくなってきたり、茨城県とほかの地域で調査方法が違くなると、統計の数値の意味合いも変わってきたり、今までも、調査をしていれば、毎年、何らかの違いはみんなあるので、そこまで大きい変更ではないのか、やはり大きい変更なのか、特区でということなので、やはり大きい変更なのかなと思うと、その数字の意味が変わってくる、調査方法が変わると、統計の意味が変わってくるので、変わってはいけないとは思わないのですけれども、変わらざるを得ないので、そのときに、使う側の立場になると、このように変わったからこの数値はこう解釈しなければいけないと、そのような意味や後で補正できるような情報を何かやっておくことが必要なのかなと思ったのです。その辺のお考えは、今までも御議論があったかもしれませんが、いかがでしょうか。

○中村課長 ありがとうございます。

委員の御指摘のとおり、国勢調査は整合性を取って全国一律でやっていかなければいけない。全くおっしゃるとおりでございます。これまでも、まず、オンライン回答、インターネット回答の導入のときも、別の回答方式を入れることで、今までとの連続性とかが変わってきてしまうのではないかとということで、段階を踏んで、まず、最初は東京都のみで、その後、全国にという形で、段階を踏んでやってきたということがございます。今回の郵送配布方式についても、同様でございます。まず、試験調査で検証した結果、調査員調査と比べてほぼ同等の状況ではないかということが確認できたということで、今回、本調

査でまずは試行的に入れていく、今回の実施状況を踏まえまして、次回、どこまでこういった形でやっていくかということをもた慎重に検討していくという形です。全国全ての人を対象とする調査ですので、慎重に、しかし、現在、言われておりますとおり、調査員不足にきちんと対応していかなければならないということです、しっかりと検討は前に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○越塚諮問会議議員 ありがとうございます。

調査方法が変わってしまうことは、しょうがないと思うのです。変わらざるを得ない。ただ、後から補正できるための情報、今回はこういう調査方法だったということ、メタデータとよく言われますけども、一緒に、そういうものを意識していただきたいなと思いました。

以上です。

○中村課長 ありがとうございます。承知いたしました。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございました。

委員の皆様から熱心な議論をいただきましたけれども、安藤委員がおっしゃったように、今回の大きな目的は、人口減少で特にこういう非常に重要な統計を担う担い手が不足している中で、どうやってその質を保っていくのかということ、茨城県と総務省で真摯に取り組んでいただいた結果を御報告いただいたということだと思います。

ただ、今回の実験につきましては、大幅にこの担い手不足を一気に解決するような回答には多分なっていないのだと思います。事務の負担という面でも、茨城県がおっしゃいましたように、なかなか事務負担が軽減されるというところまではまだいっていないような印象を受けました。そういう意味では、担い手を大きく解決するという回答が今回は得られていないのではないかとということで、委員の皆様方から、様々な御指摘があったのだと思います。そういう意味で、例えば、茨城県からの、民間委託はどうでしょうか、堀委員からの、オートロックマンションに限らず、もう少し範囲を広げていくという御検討も、令和12年統計を目指して、進めていただければと思っております。そのようにしなければ本当に私どもも重要な統計であると理解している国勢調査の一定以上の精度が保てなくなるという危機意識に基づいた御発言だと思います。総務省のほうで、実際にその事務を担う地方公共団体と連携しながら、そういった抜本的な担い手不足に関する対応をお考えいただくことをお願いしたいと思います。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これもちまして「統計調査手法の見直し」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わります。

どうもありがとうございました。